埋葬料(費)請求書

請求者が記入するところ	健康保険 記号・番号	記号	番号	死亡 年月日	年　月　日
	死亡原因			業務中(または通勤途上)・第三者の行為によるものですか	□いいえ □業務中(または通勤途上)によるものである →業務上又は通勤途中の病気やけがの医療費は、健康保険は使用できません。労災保険への申請となります □第三者行為によるものである →「第三者行為による傷病届」を提出してください。
	被保険者が死亡の時(＊1)	被保険者氏名		生年月日	□S・□H:　年　月　日
		【請求者が被扶養者以外の場合】 被保険者と生計維持関係はありましたか？(どちらかに☑)	□あり(埋葬料の請求となります)※被保険者との続柄が確認できる書類(写)の提出が必要です		
			□なし (埋葬費の請求となります。右欄も記入してください。) ※宛名が請求者名の領収書(原本)の提出が必要です。	埋葬日	年　月　日
				埋葬に要した費用	円
	被扶養者が死亡の時	被扶養者氏名		被保険者との続柄	
		生年月日	□S・□H・□R:　年　月　日		
	振込希望の金融機関	銀行名 (銀行コード)	銀行 信用金庫 (銀行コード:　)	支店名 (支店コード)	支店 (支店コード:　)
		口座番号	普通預金	フリガナ 口座名義	

標準支給日は、請求書類を当健保組合で受理した日の翌週金曜日となります。

上記のとおり請求いたします。　請求日:　年　月　日

〒(　－　)

請求者　住　所:

氏　名(自署):＿＿＿＿＿＿＿＿　被保険者との続柄:(　　)

連絡先(日中連絡可能な電話番号):＿＿＿＿(　　)＿＿＿＿

事業主の証明(被保険者死亡時)	被保険者氏名		死亡日	年　月　日

上記のとおり被保険者が死亡したことを証明します。　年　月　日

(在職中の被保険者の死亡の場合は、事業主の証明で代用できます)

事業所名称

事業主氏名

(事業主欄は本社等で証明するため請求者は記入不要)

※特例退職被保険者・任意継続被保険者・被扶養者の死亡による請求の場合には、「死亡診断書」又は「埋葬・火葬許可書」等の死亡した事実のわかる書類の写しの添付が必要です。

※提出いただいた「領収書(原本)」等の返還はできません。

＊1 被保険者が死亡の時

・請求者が被扶養者の場合

:確認書類の添付は不要です。当用紙のみ所定の提出先へ提出ください。

・請求者が被扶養者以外の場合

	埋葬料	埋葬費
支給金額	50,000 円	実費(50,000 円限度)
請求者	被保険者により生計の全部または一部を維持されていた人	生計維持関係がなく、被保険者の埋葬を行った人
提出書類	「埋葬料(費)請求書」(当用紙) 「続柄確認書類」(戸籍謄本等)	「埋葬料(費)請求書」(当用紙) 埋葬にかかった費用の「領収書原本」 (宛名は請求者名であること)
後日、請求者以外の利害関係者から当健保組合に対し異議申し立てがあった場合、当健保組合は一切の責任を負わないものとします。		

【提出先】

GIB:大槻事務所

PGF・CLIS・協栄年金ﾎｰﾑ・PGI・三栄収納ｻｰﾋﾞｽ・PGﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ・GIB 労働組合

:各事業主の健康保険担当

※各事業主の健康保険担当一覧は右記 QR コードよりご確認ください

※特例退職被保険者・任意継続被保険者は当健保組合へ直接郵送してください。

健康保険法　施行規則　第八十五条(埋葬料の支給の申請)【抜粋】

埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一　死亡した被保険者の氏名及び被保険者等記号・番号　二　死亡の年月日及び原因　三　法第百条第一項又は第百五条第一項の規定による埋葬料の支給を受けようとする者にあっては、被保険者と申請者との続柄　四　法第百条第二項又は第百五条第二項の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者にあっては、埋葬を行った年月日及び埋葬に要した費用の額　五　死亡が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)　六　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項　イ　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨及び個人番号　ロ　イに掲げる者以外の者　払渡しを受けようとする金融機関等の名称　2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。一　市町村長(特別区の区長を含む。)の埋葬許可証若しくは火葬許可証の写し、死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書の写し、被保険者の死亡に関する事業主の証明書又はこれに代わる書類(保険者が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)　二　法第百条第二項又は第百五条第二項の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者にあっては、埋葬に要した費用の金額に関する証拠書類　3　第六十六条第三項の規定は、前項の書類について準用する。

受付日付印

ジブラルタ健康保険組合　健-20(2025.4)